

6. 計画の推進に向けて

(1) 住宅施策の推進

①市民・民間事業者との連携

本計画の基本理念の実現のためには、市民や事業者の協働による取り組みが重要です。そのためには、本計画の住宅施策等の情報を市民に広く公開し、市民・事業者との幅広い連携によって住宅施策を推進します。

②関連各課との連携

住宅施策を円滑に推進するため、関連各課の関連計画において施策の位置づけによる整合を図るとともに、本計画の重点施策など担当課が横断する施策等については推進会議や検討部会等を設置し全庁的に取り組みます。

③北海道・関係機関との連携

住宅施策の展開において、北海道と連携しながら進めるとともに、国や道、関係機関等の住情報を活用した施策の推進を図ります。

(2) 計画の進行管理

①進行管理の方法

計画内容は概ね5年毎に施策の進行状況の確認、事業成果評価を行います。

進行状況の確認は成果指標に基づき判断するとともに、PDCA サイクルによる改善等を推進します。

②計画の見直し

計画の見直しにあたっては、次期計画へ反映させるため、本計画の策定事務局が主体となり、各施策の担当課と事業達成度評価を行った上で、施策の検討を行います。